

返戻金制度のご案内

1. 本制度の位置づけ

本資料は、当社が提供する人材紹介サービスにおける返戻金制度の概要を説明するものです。実際の返戻条件・内容については、個別に締結する契約書の定めを優先するものとします。

2. 返戻金制度の趣旨

当社では、紹介した人材が入社後一定期間内に退職した場合に、企業様のご負担を軽減し、安心して人材紹介サービスをご利用いただくことを目的として、返戻金制度を設けております。

3. 返戻金の対象条件

以下の条件をすべて満たす場合に、返戻金の対象となります。

- 当社の人材紹介サービスを通じて採用された人材であること
- 雇用開始日から起算して、下記期間内に退職した場合
- 本人都合による退職、または当社が妥当と判断する事由による退職であること

4. 返戻金の内容

入社後1か月未満: 紹介手数料の **80%**相当額

入社後3か月未満: 紹介手数料の **50%**相当額

入社後6か月未満: 紹介手数料の **10%**相当額

※ 返戻金額は、実際にお支払いいただいた紹介手数料を基準とします。

5. 返戻対象外となる主なケース

以下の場合には、返戻金の対象外となります。

- 企業都合による解雇
- 雇用条件・労働条件の重大な相違があった場合
- 求職者または企業による虚偽申告が判明した場合
- 天災・不可抗力等、当社の責によらない事由による退職

6. 申請方法および期限

返戻金の申請は、退職日から **30日以内** に、当社所定の方法によりご連絡ください。

期限を過ぎた場合、返戻金の対象外となることがあります。

7. その他

- 本制度は予告なく変更される場合があります
- 詳細条件については、個別契約書の内容を優先するものとします